標準報酬定時決定の保険者算定　参考資料②

標準報酬定時決定の保険者算定に係る留意事項

標準報酬定時決定の保険者算定について、次のいずれかに該当する場合、**保険者算定の対象外となります。**

**（１）　当年４月から５月に他の共済組合から転入してきた者**

・　当年３月までに組合員資格を取得した者が対象となります。

・　当年４月から５月に資格取得した者は、当年３月までの間に平均の計算対象となる月が１

月も確保されていないため、対象外となります。

・　当年６月に資格取得した者は、定時決定の対象外となるため、保険者算定も対象外となります。

例）当年３月まで地方職員共済組合の組合員であった者⇒保険者算定対象外

**（２）　当年７月から９月までのいずれかの月に随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行なわれる者**

　　　　当年４月から６月までの間に、昇給等により固定的給与に変動が起こり、従前の標準報酬月額の等級と比較し、２等級以上の差が生じた結果、当年７月から９月までのいずれかの月を改定月とする随時改定が行なわれる場合は、随時改定が定時決定に優先することから、保険者算定の対象とはなりません。同様に、育児休業等終了時改定及び産前産後休業終了時改定が行われる場合も保険者算定の対象とはなりません。

※　随時改定は、給与支給機関で算定処理を行なっているため、随時改定に該当するかどうかの確認は各給与支給機関にお問い合わせください。

**（３）　定時決定で従前の標準報酬月額を引継ぐ者**

当年４月から６月までの各月とも、「報酬の一部が支給されない日（※１）が属する月」又は支払基礎日数（※２）が１７日未満である場合は、従前の標準報酬月額により定時決定を行なうため保険者算定の対象とはなりません。

※１　報酬の一部が支給されない日･･･病気休職、研究休職等により、給料の一部のみが支給される場合が該当。（病気休職（８割支給）、結核性疾患による休職（８割支給）、懲戒による減給処分等）

※２　支払基礎日数･･･報酬の支払の基礎となった日数。通常の場合、暦の日数から週休日と欠勤日を除いた日数となる。祝日、年末年始の休日は、支払基礎日数に含める。

例１）当年４月から６月までの各月とも、病気休職（８割支給）であった。

　　　　　　　→　当年４月から６月までの各月とも、「報酬の一部が支給されない日が属する月」のため、従前の標準報酬月額を引継ぐ。

例２）当年４月から６月までの各月とも、育児休業を取得していた。

　　　　　　　→　当年４月から６月までの各月とも、支払基礎日数が１７日未満であるため、従前の標準報酬月額を引継ぐ。